
入 札 心 得

入札者は、次の事項を厳守して入札をすること。

- 1 入札者は指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
- 2 入札者は入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。
- 3 入札者は仕様書、現物、見本等を熟覧のうえ、自己の氏名を表記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出する。
- 4 代理人が入札する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始前に提出しなければならない。
- 5 入札者はいったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 6 無効入札の主なものは次のとおり。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札
 - (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額又は入札者の氏名、その他主要な事項が識別しがたい入札
 - (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (4) 脅迫、その他不正の行為によってした入札
 - (5) 入札に関する条件に違反した入札
 - (6) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正の行為をしたと認めるときは入札の全部

入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

- 7 再入札は2回を限度として行う。なお、この再入札には無効入札をした者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。